

生命保険を活用した相続対策の留意点 ～一時所得型へ変える～ その4

シリーズで生命保険を活用した相続対策の留意点について解説をしています。今回（第4回）は、生命保険を活用する場合に、相続税の契約形態による生命保険（保険料負担者父・被保険者父・保険料受取人子）と、一時所得型の契約形態による生命保険（保険料負担者子・被保険者父・保険料受取人子）の税負担の差異を検証します。

具体的には、父が保険料を保険会社へ支払う方法と、父から子が保険料相当額の金銭の贈与を受け、子が保険会社に保険料を支払う方法で比較します。

【設例】

- (1) 被相続人 父（令和6年4月死亡）
- (2) 相続人 長男（40歳）・二男
- (3) 相続対策（①又は②のいずれかの対策を実行する）

生命保険契約については、保険料に対して1.2倍の死亡保険金が支払われるものと仮定。

① 生命保険への加入

父は、生命保険に加入し、毎年保険料を500万円・10年間支払い、死亡保険金6,000万円は長男が受取った。

② 生前贈与と生命保険加入

長男へ毎年500万円を10年間贈与し、長男は、それを原資として父を被保険者とする生命保険契約を行い、父の死亡により5,418万円（贈与税控除後の残金451.5万円×10年×1.2倍）の死亡保険金を受取った。なお、長男の課税される所得金額は1,800万円を超え4,000万円以下と仮定。

- (4) 父の相続財産 5億円（その他上記(3)を除く生命保険金が1,000万円。長男が受取人）

上記(3)の現金を保険に組み換ええない場合の父の相続財産55,000万円。なお、遺産分割は法定相続分どおり分割する。

- (5) 相続税・贈与税及び所得税等（生前贈与加算はないものと仮定） (単位：万円)

	対策なし		生命保険に加入		生前贈与と生命保険加入	
	長男	二男	長男	二男	長男	二男
相続財産	27,500	27,500	25,000	25,000	25,000	25,000
生命保険金	1,000	—	7,000	—	1,000	—
非課税金額	△1,000	—	△1,000	—	△1,000	—
課税価格	27,500	27,500	31,000	25,000	25,000	25,000
納付相続税	8,730	8,730	9,914	7,996	7,605	7,605
贈与税（注1）	—	—	—	—	485	—
所得税等（注2）	—	—	—	—	213	—
合計税額	17,460		17,910		15,908	
差引相続できる財産総額(注3)	38,540		39,090		40,995	

（注1）長男に対する生前贈与の贈与税は、 $(500万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 48.5万円/年$ 、10年間合計で485万円となる。

（注2）長男の所得税及び住民税は、長男の課税される所得金額が40%の税率の適用を受けるとして計算している。長男の一時所得に対する税額 = $(5,418万円 - 4,515万円 - 50万円) \times 1/2 \times 50\%$ （所得税40%・住民税10%・復興特別所得税は考慮外） = 213万円。

（注3）差引相続できる財産総額は、父の相続財産に生命保険金を加算し、合計税額を控除して計算している。

① $55,000万円 + 1,000万円 - 17,460万円 = \underline{38,540万円}$

② $50,000万円 + 1,000万円 + 6,000万円 - 17,910万円 = \underline{39,090万円}$

③ $50,000万円 + 1,000万円 + (5,418万円 - 213万円) - 15,210万円（相続税） = \underline{40,995万円}$

上記の設例の場合、生命保険金の非課税額を活用していても、さらに生命保険を活用した対策を行うことで相続することができる財産総額は多くなります。これは、保険料よりも保険金額が多くなることから、相続できる財産総額が増加することになります。この場合、遺産の額が多いときは、相続税の超過累進税率が高くなるため、相続財産として課税される保険の契約形態よりも、一時所得型による契約形態が有利であることが分かります。

一時所得型の契約形態の場合、子の課税所得金額に対する所得税の税率が40%と仮定し、所得税課税形態が不利になるような前提条件としています。それでも、なお一時所得型の契約形態が有利と判定されますので、生命保険の活用に当たっては、契約形態なども含めて慎重な検討が欠かせません。

（文責： 山本和義）